

甲斐市新型インフルエンザ等対策 行動計画概要版

第1章 行動計画の基本方針【総論】 行動計画 P2～P27

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

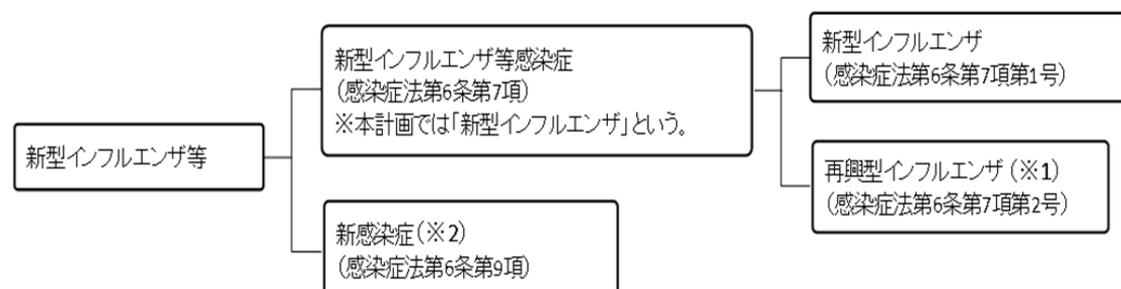
新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

○ 市の行動計画の作成

【対象となる感染症】



※1：過去に世界的流行を起こし、長期間経過した後に再びまん延するインフルエンザ

※2：全国のかつ急速にまん延する恐れのある新感染症

○ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

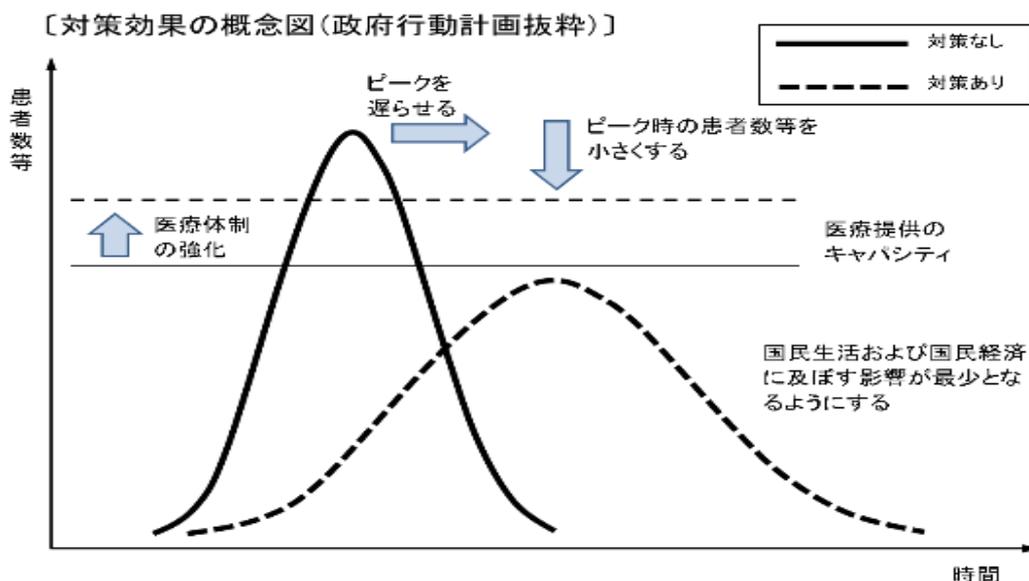
新型インフルエンザ等の発生時期や地域、その感染力や病原性の高さ等を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

しかしながら、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうことを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

【ポイント】

- ①感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

【ポイント】

地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。

事業継続計画^{※3}の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する社会・経済機能の維持に努める。

※3：優先的に取り組むべき重要な業務を継続して行うため、必要な準備や方針・手段を定める計画。

○ 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方が示されており、市の対策は県と連携し、この考え方に基づいて行うものとする。

○ 新型インフルエンザ発生時の被害想定

	甲斐市		山梨県		全 国	
医療機関受診患者数	約 7,800 人～約 14,900 人		約 8.8 万人～約 16.8 万人		約 1,300 万人～約 2,500 万人	
	アジアインフル エンザ等	スペインイン フルエンザ	アジアインフ ルエンザ等	スペインイン フルエンザ	アジアインフル エンザ等	スペインインフ ルエンザ
入院患者数	320 人	1,200 人	3,600 人	13,500 人	53 万人	200 万人
死亡患者数	100 人	380 人	1,200 人	4,300 人	17 万人	64 万人
1 日当たり最大 入院患者数 (流行 5 週目)	60 人	240 人	680 人	2,700 人	10.1 万人	39.9 万人

【算出方法】

- ・ 全人口 : 平成 26 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口 (74,493 人)
- ・ 受診患者数 : 全人口の 25%が新型インフルエンザにり患し、8 割が医療機関を受診
- ・ 入院患者数 : 過去に世界的に流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザの致命率(0.53%)を中等度、スペインインフルエンザの致命率(2.0%)を重度として、県の推計値を人口按分して試算
- ・ 死亡者数 : 入院患者数の算出方法と同様に試算
- ・ 1 日当たりの最大入院患者数 : 全人口の 25%がり患し、流行が約 8 週間続くと仮定し、入院患者の算出方法と同様に試算

※推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないため、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて必要に応じて見直しを行う。

○ 対策推進のための役割分担

項 目	役 割
1. 【国】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施 ・ 地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援
2. 【県】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う
3. 【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市行動計画を策定し、住民相談、要援護者への支援、予防接種の実施、適切な情報の収集及び提供など、市民の生活を維持するための対策に関し発生を想定した準備をする。
4. 【医療機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療継続計画に基づく医療提供
5. 【指定(地方)公共機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
6. 【登録事業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を行う。
7. 【一般事業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の継続、各職場の感染予防徹底
8. 【市民】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防対策の理解と生活必需品の準備 ・ 発生時に個人レベルでの感染予防対策の実践

○ 発生段階別の主な目標

1 未発生期

【目標】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う
- ・ 国、県と連携の下に新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める

2 海外発生期

【目標】

- ・ 県内・市内発生に備えた全庁的な体制を整備する

3 県内・市内未発生期

【目標】

- ・ 県内・市内発生における新型インフルエンザ等発生を早期に把握する

4 県内・市内発生早期

【目標】

- ・ 県内・市内発生での感染拡大をできる限り抑える
- ・ 感染拡大に備えた体制を整備する

5 県内・市内感染期

【目標】

- ・ 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える

6 小康期

【目標】

- ・ 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第2波にそなえる

○ 対策の主要6項目

○各段階における具体的な対策を、主要6項目ごとに記述

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び経済の安定の確保

第2章 行動計画内容（発生段階別）【各論】 行動計画 P28～P59

○ 発生段階別

発生段階	状 態	主 要 6 項 目
第1 未発生期 行動計画 P29 ～ P34	新型インフルエンザ等が発生していない状態	①実施体制 ・ 行動計画策定の見直し等 ②サーベイランス・情報収集 ・ 国、県と連携した情報収集 ・ 県が行う季節性インフルエンザを把握する通常のサーベイランスの実施への協力 ③情報提供・共有 ・ 情報発信、情報共有方法の検討 ④予防・まん延防止 ・ 平時より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発 ・ 学校、保育園等における発生に備えた体制の整備 ⑤医療 ・ 県が行う医療体制の整備及び対策に、県からの要望に基づき協力 ⑥市民生活及び経済の安定の確保 ・ 事業継続計画の策定、見直し等事業継続に向けた準備 ・ 火葬能力及び一時遺体安置施設等の把握・検討 ・ 要援護者の把握及び生活支援等の検討 ・ 必要な物資・資材等の備蓄等
第2 海外発生期 行動計画 P35 ～ P39	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	①実施体制 ・ 対策会議の開催 ②サーベイランス・情報収集 未発生期同様 ③情報提供・共有 ・ 海外での発生状況を情報提供 ・ 国、県と連携した相談窓口（コールセンター）の設置 ⑤医療 ・ 国、県からの要請に応じその取り組みに協力 ⑥市民生活及び経済の安定の確保 ・ 高齢者、障害者等の要援護者や協力者への連絡 ・ 臨時遺体安置所を確保できるよう準備等

<p>第3 県内・市内 未発生期 行動計画 P40 ～ P44</p>	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態</p>	<p>①実施体制 ・対策本部設置準備</p> <p>②サーベイランス・情報収集 ・海外発生期同様</p> <p>③情報提供・共有 ・国内での発生状況を情報提供</p> <p>④予防・まん延防止 ・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・住民接種の準備、開始等</p> <p>⑤医療 ・海外発生期同様</p> <p>⑥市民生活及び経済の安定の確保 ・生活関連物資・食料品・生活必需品の買い占め、売り惜しみの防止</p>
<p>第4 県内・市内 発生早期 行動計画 P45 ～ P50</p>	<p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>	<p>①実施体制 ・対策本部設置</p> <p>②サーベイランス・情報収集 ・県内・市内未発生期同様</p> <p>③情報提供・共有 ・媒体を活用した市民への情報発信の強化 ・相談窓口（コールセンター）の充実強化</p> <p>④予防・まん延防止 ・県内・市内未発生期同様</p> <p>⑤医療 ・県内・市内未発生期同様</p> <p>⑥市民生活及び経済の安定の確保 ・要援護者の把握及び生活支援等の検討</p>

<p>第5 県内・市内 感染期</p> <p>行動計画 P51 ～ P56</p>	<p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p>	<p>①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議による感染期における対策等の検討・実行 <p>②サーベイランス・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内・市内発生早期同様 <p>③情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会不安を解消する広報活動の充実強化 ・ コールセンターの継続 <p>④予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染対策等の勧奨強化 ・ 臨時の予防接種の実施 <p>⑤医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内・市内発生早期同様 <p>⑥市民生活及び経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における感染対策の継続 ・ 水の安定供給等
<p>第6 小康期</p> <p>行動計画 P57 ～ P59</p>	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>	<p>①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の廃止 ・ 第2波に備えた対策等の検討 <p>②サーベイランス・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内・市内感染期同様 <p>③情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口等への問い合わせの取りまとめ <p>④予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2波に備えた住民への予防接種の実施等 <p>⑤医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内・市内感染期同様 <p>⑥市民生活及び経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ在宅で療養する患者に、見回り、食事の提供等必要な支援をする

やはたいぬ 



甲斐市マスコットキャラクター やはたいぬ